

広報

とみおか

2014.3月 お知らせ版



富岡第一小学校(2008年3月撮影)

おもいやり駐車場の利用について

福島県では、ショッピングセンターや公共施設などにある車いす使用者用駐車スペースを、本来に必要なとしている方が利用しやすい環境に整備するため、障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などに対して、当該駐車場の利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施し、併せて他県で発行する利用証との相互利用を行っています。

これまで、同様の制度を実施する30府県間で利用証の相互利用を行っていましたが、新たに大阪府が加わり、2月1日から31府県の協力施設で利用できるようになりました。

「おもいやり駐車場利用制度」は、皆さまの「おもいやり」によって運用される制度です。ご協力をお願いいたします。

▼制度導入府県

- 岩手県・山形県・福島県・茨城県
- 栃木県・群馬県・新潟県・福井県
- 山梨県・静岡県・三重県・滋賀県
- 京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県
- 島根県・岡山県・広島県・山口県

- 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県
- 大分県・宮崎県・鹿児島県
- 閩健康福祉課 福祉係

閩健康福祉事務所

☎0244-26-1133

県庁 高齢福祉課

☎024-521-7197

法人県民税等の申告・納付等期限の延長措置解除について

震災以降、これまで富岡町に本店を置く法人に係る法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長しておりましたが、この度この延長措置を終了しますので、平成27年3月31日までの間に申告・納付の手続きをお願いいたします。

つきましては、2月下旬にお知らせ等を送付する全法人に対して、申告・納付に必要な書類を送付いたしました。書類が届いていない等のお問い合わせは福島県相双地方振興局県税部までご連絡ください。具体的な申告・納付などについては最寄りの各地方振興局県税部までお気軽に

ご相談ください。

閩福島県相双地方振興局県税部

☎0244-26-1126

県民健康管理調査・基本調査問診票「簡易版」ができました

福島県と県立医科大学では、震災後4カ月間の外部被ばく線量を推計する基本調査について、より記入・回答がしやすい問診票の簡易版を作成いたしました。この簡易版は、避難等の移動回数が少ない方にご利用いただけます。

簡易版の使用が可能かについてお調べしますので、基本調査問診票の回答がお済みでない方は左記までお問合せください。なお、簡易版は各市町村配布窓口に準備してあります。

調査の結果は皆さんにお知らせしますので、将来の健康管理のためにも是非ご提出ください。

閩福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター

☎024-549-5130

(平日 9時～17時)

税関係証明書の発行について

平成26年度より、所得証明書・固定資産評価証明書・納税証明書等の税関係証明書を発行する際に手数料がかかります。金額は右記のとおりです。

【郵便請求する場合の必要書類等】

- ①申請書(住所・氏名・電話番号・必要な証明書・必要枚数を記載した書面)
- ②本人と確認できる身分証明書の写し(運転免許証、旅券、保険証等)
- ③委任状(本人以外が申請する場合)
- ④手数料分の定額小為替(郵便局窓口でお求めください)
- ⑤返信用封筒(切手を貼り、送付先を記入したもの)

関税務課 納税係

項目	単位	金額
所得証明書	1年1税目	200円
所得課税証明書		(1年1税目増す毎40円加算)
納税証明書		
非課税証明書	1通	200円
軽自動車納税証明書(車検用)	1通	無料
評価額証明書	1納税義務者	200円
公課証明書		(1筆1棟増す毎40円加算)
課税台帳登録証明書		
名寄帳写し交付	1納税義務者	200円
公図(A3) ・郡山事務所発行。 ・他出張所は受付し、 郡山事務所より郵送。	地番のみ標記	500円
その他の証明	地番+所有者など	700円
	1通	200円

福島県原子力立地給付金の交付について

福島県における原子力立地給付金は、国の「電源立地地域対策交付金制度」に基づき、東北電力(株)から対象となる皆さまに年1回の交付を行ってまいりました。福島第一原子力発電所事故の影響から、平成23年度以降の交付が遅れてまいりましたが、昨年10月～今年1月に平成23・24・25年度分の交付を行いました。

交付(口座振込・振替払出証明)を受けていない、もしくは対象であるか分からない方は下記までお問い合わせください。

▶今回の交付対象となる方

平成23・24・25年度10月1日時点で富岡町において、東北電力(株)と電灯契約(照明や家庭用電気機器の利用で電気を使う一般的な契約)を締結されていた方。

※東北電力から平成25年10月までに「東北電力からの「電気需給契約の終了」に関するお知らせ」が送付されている方は、電灯契約が終了しておりますので平成25年度分は交付対象外です。

▶交付金額

1年につき 11,196円(933円×12ヶ月) ※933円は、電灯契約1口あたり1ヶ月の交付金額です。

関一般財団法人電源地域振興センター 総務企画部 給付金審査課 ☎03-6372-7304

【受付時間】平日 9:30～17:30

～国民健康保険からのお知らせ～ 70歳から74歳までの医療費窓口負担について

70歳から74歳の方の医療費窓口負担は法律上2割負担ですが、特例措置により現在は1割負担とされています。平成26年度から、この特例措置が右記のとおり見直されることとなりました。

見直しに当たっては、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

※現在は震災により、窓口負担はありません(保険適用分のみ。ただし入院時食事代、接骨院などの施術や補そう具などの療養費については除く)。

関住民課 国保年金係

【平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方】

(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が**2割**になります。ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり3割です。

【平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方】

(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり3割です。

平成26年度の町税について

町民の皆さまが納付する町税は、町復興事業への基本となる貴重な財源です。しかしながら、町内全域の避難指示が解除されていない現状を踏まえ、各税(固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・町県民税)それぞれに減税措置を講じ、生活再建に向け、皆さまの負担軽減が継続されることになりました。

《軽自動車税》

下表の軽自動車5車種で現在使用している車が課税となります。富岡町内から持ち出していない農耕車や原付バイクなどは、職権にて減免といたします。納税通知書は、5月中旬に発送しますので、6月末日までに必ず納付してください。

	課税となる車種	納付額
自家用	二輪の小型自動車	4,000円
	四輪の乗用車	7,200円
	四輪の貨物車(軽トラック等)	4,000円
営業用	四輪の乗用車	5,500円
	四輪の貨物車(軽トラック等)	3,000円

※軽自動車税は、毎年4月1日を基準日として、軽自動車を所有している方に課税されます。住所や名義の変更、廃車や譲渡などで車を手放した場合は3月末までに最寄りの軽自動車検査協会で行ってください。



《国民健康保険税》

今年度も全額減免となりますので、納付の必要はありません。減免決定通知書は7月中旬に発送いたします。

《固定資産税》

昨年度に引き続き、土地・家屋に対する固定資産税は「課税免除」となり、納付の必要はありません。課税明細書は8月中旬に発送いたします。

なお、償却資産(大臣・知事配分償却資産、移動性償却資産を除く)については、旧警戒区域に放置されたものは職権にて減免しております。

《町県民税》

昨年の所得額に応じて課税されます。所得額は、確定申告書または会社で行う年末調整を基に算出します。減免割合は下表のとおりです。納税通知書は6月中旬に発送しますので、必ず期限内に納付してください。なお、会社にお勤めの方は6月分の給与から天引きとなります。

平成25年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下の方	10分の10
300万円を超え400万円以下の方	10分の9
400万円を超え500万円以下の方	10分の7.5
500万円を超え750万円以下の方	10分の5
750万円を超え1,000万円以下の方	10分の2.5
1,000万円を超える方	10分の1

※災害により延長されておりました所得税の申告・納付期限延長措置が解除され、平成27年3月まで未申告の全ての年度を申告する必要があります。早めの申告をお願いいたします。

《法人町民税》

災害により延長されていた所得税の申告・納付期限延長措置が解除され、平成27年3月まで申告する必要があります。各企業へ法人町民税の申告書を順次送付しますので、未申告分の事業年度がありましたら、必ず申告納付してください。

法人税割	12.30%
------	--------

	資本金の金額	従業員数	税 額
均 等 割	1千万円以下	50人以下	5万円
		50人超	12万円
	1千万円を超え1億円以下	50人以下	13万円
		50人超	15万円
	1億円を超え10億円以下	50人以下	16万円
		50人超	40万円
	10億円を超え50億円以下	50人以下	41万円
		50人超	175万円
	50億円を超えるもの	50人以下	41万円
		50人超	300万円

◇お詫びと訂正◇

広報とみおか3月号2ページ、富岡町特別功労表彰受賞者の氏名に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤：堀川 和也(岩井戸) 正：堀川 一也(岩井戸)



春の火災予防週間(3月1日～7日)が始まりました!

～消すまでは 心の警報 ON のまま～

双葉消防本部 富岡消防署



■春の火災予防週間がやってきました!!

平成26年3月1日から3月7日までの7日間、平成26年春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっていますので家庭や職場での火の取扱いには注意しましょう!!この時期に家族や職場で火災や災害についてイメージし、どう行動するかを考えてみませんか? イメージすることで万が一のとき、冷静に対処できる確率は高くなります。

◇コンロやストーブ

- ・出かけるときは、元栓をしっかりと閉めましょう!
- ・近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう!
- ・給油をするときは、スイッチを切ってから!



◇たばこ

- ・寝たばこは絶対にしてはいけません。
- ・水につけて確実に消火してください!
- ・子どもの手の届くところには置かないでください!



◇ゴミの分別

- ・ゴミはしっかり分別して各自治体のやり方を再確認!
- ・ゴミ出しは回収日の朝に出すようにしましょう!
- ・スプレー缶等はガスをしっかりと抜いてください!
- ・家のまわりは整理整頓 防火の一步を踏み出そう!



■家の消防設備の点検をしてみましょう!!

◇消火器

- ①消火器のある場所を家族や職場でチェックしましょう!
- ②容器に破損がないかを確認してください!
- ③消火器の有効期限を確認しましょう!
- ④古い消火器の使用は危険ですので使用しないでください!



◇住宅用火災警報器

- ①住宅用火災警報器があるかを家族でチェックしましょう!
- ②電池が切れていないかを点検スイッチで確認してください!
- ③火災が起きたらどうするかを家庭や職場で1度イメージしてみましょう!



消防に関するご意見ご質問等は、双葉消防本部富岡消防署榎葉分署 ☎0240-25-2119



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課情報統計係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
Eメールは富岡町役場公式ホームページの「Eメールはこちら」をクリックし、各課あてにお送りください。

郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き 停留所 西の宮停留所

